

その他の卸売業における手工具を起因物とする死傷災害発生事例（2017年）

2017年発生月	時間	死傷災害発生事例	年齢	労働者規模
3	10~11	当事業所内の作業場において、肉の入った袋を包丁で切ろうとしたところ手元が狂い、左示指を負傷した。	39~29	10
4	12~13	当社工場内にて、葱の皮むきで使っていた包丁のきれが悪くなったので、砥石を右手にもち、左手で包丁をもって砥石を上下させて研いでいた時に手が滑り、誤って右手拇指が包丁の刃に当たった。	57~99	50
7	7~8	冷蔵倉庫作業場にて、包丁で水菜を裁断しているときに、水菜を押さえていた右手親指を包丁で切ってしまった。	19~99	50
9	6~7	当社の工場内にて豚肉を包丁で切る作業中、誤って左手第一指と第二指の間を切って負傷した。	53~99	50
10	12~13	資材置き場にてトラックに積まれた資材の下にある角材の位置を調整しようとして、右手に持ったハンマーで角材を叩いていたところ、手元が狂いハンマーの柄を持っていた右手をトラックのあおり部材にぶつけてしまい、右手中指を負傷してしまう。	23~29	10
10	8~9	牛枝肉を処理中に手が滑り右太ももを刺し負傷したもの。	39~49	30
				10

12	15~16	食肉加工中に包丁を滑らせ左指を切ってしまい3針縫う怪我をした。	27	~
				29

出典：https://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen_pgm/SHISYO_FND.aspx(職場のあんぜんサイト)

Return to : https://www.jisha.or.jp/international/topics/202206_11.html